

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波（以下、東日本大震災という。）は、亘理町の沿岸全域を襲い、多くの尊い命が失われるとともに、多くの家屋が損壊・喪失し、さらに、道路・鉄道をはじめとする公共交通網や電気、上下水道、通信、燃料など生活に不可欠なライフライン・物流が破壊・寸断されるなど、我が国の戦後最大規模といわれる未曾有の被害が生じた。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合や津波警報等が発表された場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき亘理町の地域に係る津波防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期するものである。

なお、この計画は大規模な津波災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模な津波災害に至らない場合にあってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

第2 計画の性格

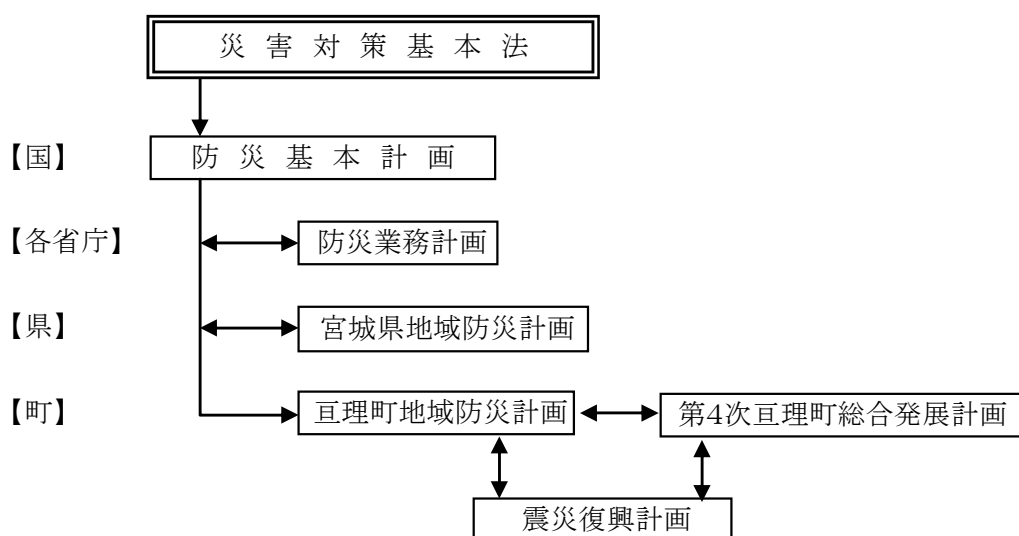
この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、亘理町防災会議が策定する計画であり、亘理町における地震防災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものであ

る。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。

町では、津波災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして、行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。

計画の位置づけ



第3 計画の修正

1 修正の概要

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正し、防災対策の確立に万全を期す。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本町に甚大な被害をもたらした。

町は、東日本大震災による被災状況や海辺に低平地が広がる本町の地形的条件などを踏まえ、これまで実施してきた津波防災対策の一層の強化を図るとともに、津波防災対策については、ハード・ソフトの両面の策を講ずることにより、大津波が起こっても生命が守られる、安全・安心なまちづくりを目指す。

(2) 各種団体及び関係機関との意見交換会や庁内調整会議等の結果反映

震災時にかかわりが大きかった各種団体や関係機関の方々との意見交換や、庁内調整会議でのさまざまな視点からの意見や課題、要望を反映し、町全体が一体感を持って

あらゆる災害に対応できる計画策定を目指す。

(3) 県の検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、町の被災現地調査や、県がまとめた「宮城県6か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直す。

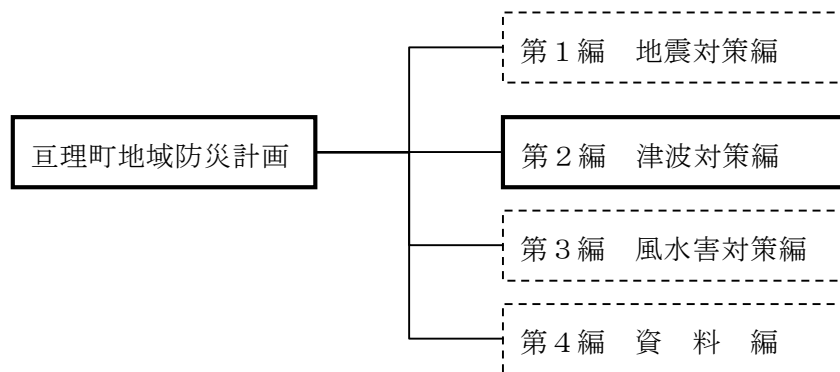
(4) 国の防災基本計画の見直し内容の反映

国の防災基本計画の見直しを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「亘理町地域防災計画（津波対策編）」に反映する。

本計画策定時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、国、県等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

第4 計画の構成

本計画は下記のとおり構成するものとし、それぞれの災害の各段階における諸施策を「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興対策」に示している。また、第4編は「資料編」として、本計画に関わる関連資料を掲げた。



第5 計画の習熟等

町及び防災関係機関は、平素から所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努めるとともに、住民に対しても計画の周知を図り、災害に対して町全体の対応能力を高める。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び関係機関は防災体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する。

また、関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、津波災害防止のため相互に協力する。

第2 防災組織

1 防災会議

互理町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく互理町防災会議条例第3条の規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

2 災害対策本部等

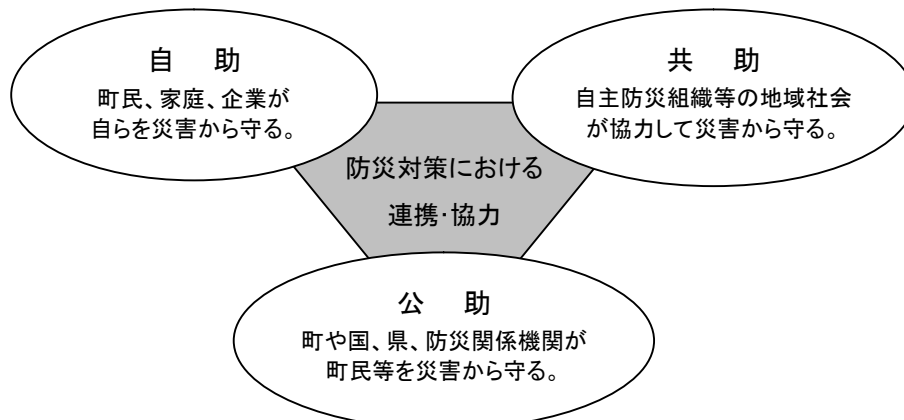
本町において地震・津波災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づく互理町災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

災害発生の可能性、災害の状況などに応じ、必要と認めるときは災害警戒本部及び現地災害対策本部を設置する。

第3 各機関の役割

東日本大震災では、地震・津波発生直後の「自力・家族」「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が、より明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、地域防災の推進は、「自助・共助」（町民、企業、自主防災組織等）と、「公助」（行政、防災関係機関等）が、それぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」を基本とする。



【自助・共助の基本】

1 町 民

「自らの身の安全は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、企業、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強い町民と地域を形成する。

また、常に災害に対する備えを怠らず、3日分の食料や飲料水、生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

災害時には、共助の視点の下、隣近所や地域が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては、要配慮者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。

なお、要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに特に配慮を要する人々をいい、本計画では介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者や外国人などを対象者とする。

2 企 業

日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

災害が発生した場合には、町、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

また、災害発生時においても、企業の重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

【公助の基本】

3 亘理町

町は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等並びに住民の協力を得て防災活動を実施する。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力する。

6 県の機関

県の機関は、自ら防災活動を実施し、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

7 亘理地区行政事務組合消防本部

亘理地区行政事務組合消防本部は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自己の消防力の総力をあげ、また、必要に応じ他の消防機関からの応援を受け、防災関係機関と効果的に連携しながら消防活動を実施する。

8 亘理町消防団

亘理町消防団は、消防長又は消防署長の指揮の下、消防活動に従事する。また、町長の指示により消防活動以外の災害対策活動に従事する。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第4 処理すべき事務又は業務の大綱

【亘理町及び宮城県】

1 宮城県

- (1) 宮城県防災会議及び宮城県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設・設備の整備
- (3) 通信体制の整備・強化
- (4) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報の実施
- (5) 情報の収集・伝達及び広報
- (6) 自衛隊への災害派遣要請
- (7) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
- (8) 公共施設等の防災処置及び災害復旧事業の計画・実施
- (9) 交通及び緊急輸送の確保
- (10) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護、救援
- (11) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- (12) 保健衛生、文教対策
- (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (14) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
- (15) 被災建築物応急危険度判定、被災住宅地危険度判定事務に関する支援
- (16) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 亘理町

- (1) 亘理町防災会議及び亘理町災害対策本部に関する業務
- (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導

- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
- (6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設
- (7) 避難対策、消防、水防活動等防災対策の実施
- (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- (9) 水、食料、その他の物資の備蓄及び確保
- (10) 清掃、防疫、その他保健衛生の実施
- (11) 危険物施設等の保守対策及び地震発生時における被害拡大防止のための応急対策
- (12) 公立幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策
- (13) 自主防災組織の育成及びボランティア活動に対する支援
- (14) 住民の自発的な防災活動の促進を図るための措置
- (15) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

3 亶理町教育委員会

- (1) 町立学校施設の災害対策
- (2) 町立学校の応急教育対策
- (3) 町立学校児童生徒の安全対策
- (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策
- (5) 文化財の災害対策

4 亶理地区行政事務組合消防本部

- (1) 亶理地区消防計画の策定に関する事務
- (2) 消防力の整備
- (3) 災害の予防、警戒及び防御活動
- (4) 災害時の避難、救助及び救急活動
- (5) 消防団との連絡調整及び情報の収集活動
- (6) 町災害対策本部の消防業務
- (7) 警戒警報等の広報・伝達
- (8) 自主防災組織の育成指導

5 亶理町消防団

- (1) 災害の予防、警戒、防御活動
- (2) 災害情報の収集・伝達
- (3) 警戒警報等の広報・伝達
- (4) 災害時の避難、応急及び救護活動

【指定地方行政機関】

6 東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所

- (1) 阿武隈川下流の洪水予報、水防警報の伝達等水防に関する業務
- (2) 阿武隈川の改修維持補修、その他の管理
- (3) 阿武隈川の災害復旧事業に関する業務
- (4) 阿武隈川の災害応急工事に関する業務

7 東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所

- (1) 一般国道、指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持・その他の管理
- (2) 一般国道、指定区間の災害応急工事の実施
- (3) 一般国道、指定区間の交通確保

8 東北農政局

- (1) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

9 東北森林管理局仙台森林管理署

- (1) 山火事防止対策
- (2) 災害時における木材の供給

10 宮城海上保安部

- (1) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持
- (2) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助
- (3) 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練
- (4) 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保

11 仙台管区気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- (2) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備
- (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知
- (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

【自衛隊】

12 陸上自衛隊東北方面隊第2施設団

- (1) 災害発生時における人命及び財産の保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動
- (3) 災害時における緊急医療活動

【指定公共機関】

13 日本郵便株式会社（亶理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亶理逢隈郵便局）

- (1) 災害時の業務運営の確保
- (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い

14 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

- (1) 鉄道施設の整備保全
- (2) 災害時における救助物資及び人員の輸送確保
- (3) 施設利用者の救護及び避難誘導
- (4) 抑止列車の乗客の代行輸送の確保
- (5) 旅客の給食確保
- (6) 通信網の確保
- (7) 鉄道施設の復旧保全
- (8) 列車運行の広報活動

15 日本貨物鉄道株式会社東北支社

- (1) 災害時における救助物資及び人員の輸送確保

16 東日本電信電話株式会社宮城支店

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの信頼性向上
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携

17 東北電力株式会社岩沼営業所

- (1) 電力供給施設の防災対策
- (2) 災害時における電力供給の確保

18 日本通運株式会社仙南支店

- (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保
- (2) 災害時の応急輸送対策

19 東日本高速道路株式会社東北支社

- (1) 高速道路施設の維持管理（仙台東部道路及び常磐自動車道）
- (2) 高速道路等の交通確保
- (3) 災害時における情報の収集及び伝達
- (4) 災害復旧工事の実施

【指定地方公共機関】

20 株式会社ミヤコーバス名取営業所

- (1) 災害時における緊急避難輸送
- (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達
- (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達

21 公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部

- (1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保

22 社団法人宮城県エルピーガス協会仙南第3支部

- (1) 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

【警察機関】

23 亘理警察署

- (1) 災害情報の収集伝達
- (2) 被災者の救出及び救助
- (3) 行方不明者の捜索
- (4) 死者の検視・見分
- (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持
- (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持
- (7) 避難誘導及び避難場所の警戒
- (8) 危険箇所の警戒
- (9) 災害警備に関する広報活動

【県の機関】

24 仙台地方振興事務所（総務部、地方振興部）

- (1) 災害情報の収集
- (2) 通信情報対策
- (3) 広報対策
- (4) 自衛隊の災害派遣
- (5) 相互応援対策
- (6) 消防対策
- (7) 県民相談及び復興意欲の振興

- (8) 消費流通の緊急対策
- (9) 各防災関係機関との連絡調整

25 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

- (1) 医療救護活動
- (2) 保健衛生活動
- (3) 災害救助法に基づく救助事務
- (4) その他生活福祉対策

26 塩釜保健所岩沼支所

- (1) 防疫・保健衛生活動
- (2) 給水・廃棄物処理対策
- (3) その他食品・環境衛生対策

27 仙台地方振興事務所（農業振興部、農業農村整備部）

- (1) 食料対策
- (2) 農林業対策
- (3) 農業用排水施設対策
- (4) 農業用地等の災害防止対策
- (5) 土地改良事業対策

28 仙台土木事務所

- (1) 水防対策
- (2) 住宅対策
- (3) 交通施設対策及び障害物の除去対策
- (4) その他土木及び建築関係対策

29 仙台家畜保健衛生所

- (1) 家畜防疫対策
- (2) その他保健環境対策

30 仙台地方振興事務所（水産漁港部）

- (1) 水産対策
- (2) 漁港対策

【その他公共的団体】

31 みやぎ亙理農業協同組合

- (1) 農作物等の被害調査並びに営農指導
- (2) 被害に伴う営農資金の貸与並びに斡旋

32 亘理名取地方農業共済組合

- (1) 災害時における農作物の被害調査並びに共済金の支払い
- (2) 農作物の災害予防対策

33 亘理土地改良区

- (1) 農地の保全並びに排水施設等必要な施設の災害応急対策

34 宮城県漁業協同組合仙南支所

- (1) 気象情報、災害情報收受及び伝達
- (2) 災害予防、防御及び拡大防止のための指導
- (3) 災害時の緊急輸送及び捜索、救助の協力
- (4) 漁具船舶の斡旋並びに金融の措置

35 亘理町災害防止協議会・亘理町建設職組合

- (1) 災害時における建設物復旧対策
- (2) 災害時における下水道施設復旧対策

36 亘理町水道工事指定業者連絡協議会

- (1) 災害時における水道施設復旧対策

37 亘理山元商工会

- (1) 災害時における商店の被害調査
- (2) 罹災者の生活を確保するための物資の斡旋
- (3) 中小企業者等の災害復興資金の確保支援

38 亘理郡医師会

- (1) 被災傷病者の医療及び救護
- (2) 防疫及び衛生の協力

39 岩沼薬剤師会

- (1) 医薬品、医療用資機材の斡旋
- (2) 防疫及び衛生に必要な薬品の斡旋

40 亘理名取共立衛生処理組合

- (1) 被災地における、生活ごみ及びし尿の収集業務
- (2) 廃棄物の処理

41 各運送業者

- (1) 災害時における緊急輸送に関すること

42 防災上重要な施設（医療機関、宿泊施設、スーパー、工場等）

- (1) 防災保安施設の整備
- (2) 災害時における施設利用者の避難誘導
- (3) 災害時における救出、救護

43 巨理地区防災安全協会（危険物取扱事業所）

- (1) 各事務所に対する危険物の保安処置に関する教育

第3節 津波被害の現状

第1 地理的特性と過去の津波被害

阿武隈川河口から山元町までの7.41kmの海岸線は、地形条件等から連続した砂浜海岸区間と潟湖である鳥の海沿岸に区分される。

本町の津波による過去の災害は下表のとおりである。

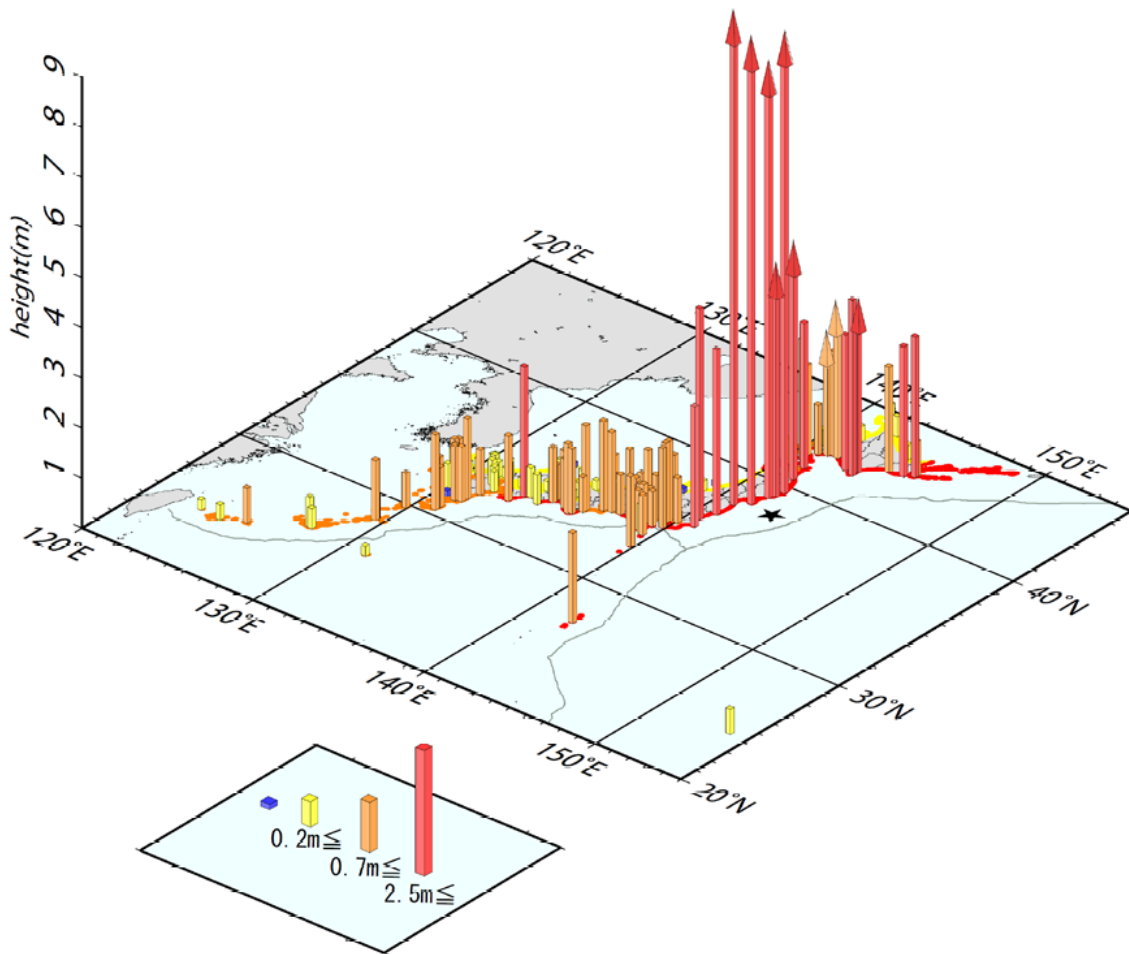
災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概要
昭和35年5月24日	チリ地震津波	死者 4名	畑冠水5町、船舶1隻
平成23年3月11日	東日本大震災	死者 281名 行方不明者6名 負傷者 45名	浸水面積 3,493ha 最大浸水高(T.P) 8.1m 住家被害 全壊 2,389棟 半壊 1,150棟 一部破損 2,048棟 床下浸水 274棟 非住家被害 3,020棟

第2 東日本大震災の津波災害の概況

1 津波観測状況

東日本大震災により、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測した。

東日本大震災における津波観測状況



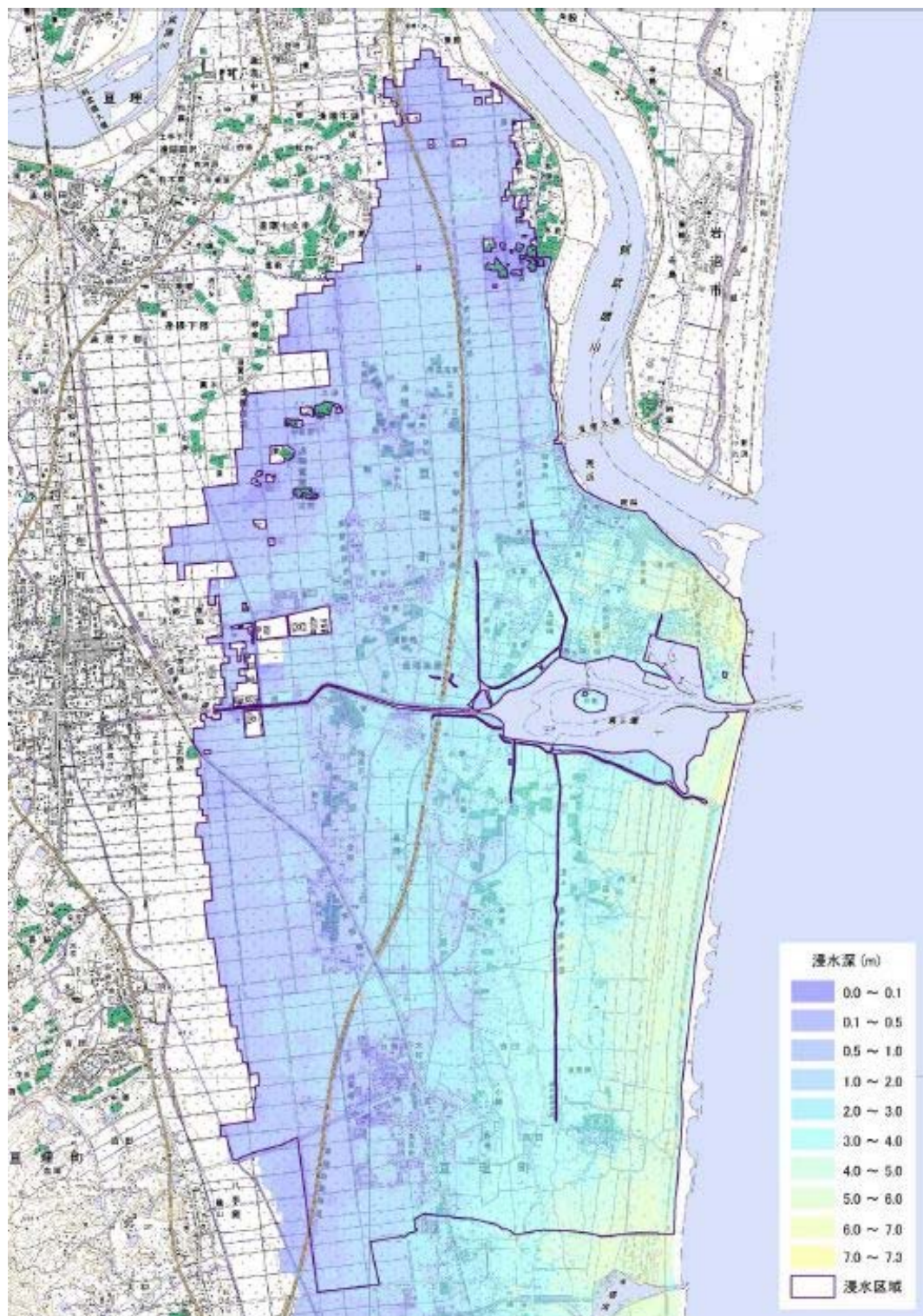
注) 矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。観測施設には、内閣府、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、日本コークス工業株式会社の検潮所を含む。

気象庁資料

2 津波による浸水状況

亘理町では、今次津波による浸水区域は、沿岸部の低地部の広い範囲はもとより、常磐自動車道、J R常磐線(亘理-浜吉田間)よりも以西に広がり、町面積の48%となる3,493haが浸水した。津波による最大浸水深は、約7.3mとなっている。

浸水区域と浸水規模



被災現況調査 (亘理町 平成 24 年 12 月)

第3 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と、内陸の奥域までに及ぶ広範囲な浸水域、河川を遡上した津波による氾濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、津波警報等の伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、津波災害対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸 15 市町のうち、10 市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。また、多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

県内では、高齢者、障害者等の要配慮者について、支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 津波被害の拡大

東日本大震災では、従来の津波ハザードマップで示されていた津波浸水予測を大きく上回り、その外側でも人的被害が発生した。また、過去の経験等から、地震直後に避難しなかった方も多かった。

7 避難指示等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、町の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、命に関わる津波避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

8 津波からの避難の阻害

東日本大震災では、避難した場所が津波の被害にあった、人が多くて入りきらなかった、

救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞で、逃げる途中で津波に巻き込まれたといった避難路上の問題など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第4節 対象とする津波

宮城県では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた大規模な津波により、甚大な被害が発生した。

本町では、東日本大震災による被災状況や、海辺に低平地が広がる地形的条件などを踏まえ、津波防災対策については、ハード・ソフトの両面の策を講ずることにより、大規模な津波が起こっても生命が守られる、安全・安心なまちづくりを目指し、その対策に努める。

第1 想定される津波の考え方

津波防災対策にあたっては、次の二つのレベルの津波を想定する。

レベル1 津波：

- ・レベル2の最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- ・人命及び財産を守るため、ハード対策（新設のほか、既存施設の有効活用、自然力の利用、多重ラインでの対応）を中心にしつつ、ソフト対策や地域づくりも適切に組み合わせて対応する津波である。

レベル2 津波：

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最低限人命を守るため、海岸保全施設等のハード対策のみならず、ソフト対策、地域づくりを総動員し、「多重防御」による総合的津波対策を構築する上で想定する津波である。

津波防御の考え方

対象とする津波	レベル1 津波 近代で最大 (数十年から百数十年に1 回程度の発生)	レベル2 津波 最大級 (五百年から千年に1回程 度の発生)
津波防御施設整備 の考え方	防 災 ・人命を守る ・財産を守る／経済活動を 守る	減 災 ・人命を守る ・経済的な損失を軽減する ・大きな二次災害を引き起 こさない ・早期復旧を可能にする。

第2 津波被害想定について

宮城県では、過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会资本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。

次期被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

第5節 亶理町地域防災計画の方向

第1 亶理町の防災上の課題

1 高い災害の危険性

本町は、その自然条件から台風・洪水・高潮・地震・津波等多種の災害発生原因を内包し、現在まで数多い生命と財産が災害のため失われている。

また、本町を流れる阿武隈川は、これまでに幾度となく洪水や内水氾濫等の災害を起こし、積極的な河川改修や土地改良により災害の危険性は少なくなってきたものの、地形上潜在的な災害の危険性がなくなったとはいえない。

さらに、西部の丘陵地や市街地に接する斜面は傾斜の急なところが多く、今後も危険箇所を調査・指定し治山事業等を積極的に進めていく必要がある。

2 多様なニーズに対応した土地利用

本町は、これまで安定した人口増加を続けてきたが、今後は減少傾向と予測されており、新たな工業用地の確保や時代のニーズにあった産業振興等、業務機能の強化も求められている。

このため、今後も土地区画整理事業や土地開発等を進めていくなか、土地の改変に伴い増大する災害の危険性をできるだけ少なくするよう配慮していく必要がある。そして災害に強い骨格を持った町をつくりあげていく必要がある。

3 必要な防災意識の向上

災害に強い町をつくるには、町や関係機関による対策だけではなく、住民自身が「自分たちの町は自分たちで守る」という意識を持つことが大切である。また、災害時の初期段階では、消防署や自衛隊等の救助が来るまでの間、自らの判断による対応が必要になるとともに、互いに助け合って避難、救助等を行わなければならない。しかし、本町では、新しく町に住む人たちが増加しており、地域によっては近所のつながりが次第に薄れつつある。

そこで、住民、自主防災組織、企業等が行う「自助・共助」と町や防災関係機関等が行う「公助」を防災・減災の両輪として、一丸となった安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。

また、住民、自主防災組織、企業等は、町や諸団体が実施する様々な防災・減災の取り組みに積極的に参加したり、協働して取り組みを実施し、自らや家族、地域、事業所内の防災・減災力を強化するよう努める必要がある。

4 要配慮者等への対応

本町でも、高齢化の進展や障害者（児）の増加、あるいは国際化の進展により外国人が増加しつつあるなか、災害時にこういった人たちへの情報伝達や避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等における配慮等が必

要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

5 災害時の初動体制の確立

災害が発生したときには、迅速で、かつどのような状況にも柔軟に対応できる組織体制を確立する必要がある。

また、大規模な災害では、町の力だけでは対応が困難な場合が予想される。日頃から関係機関や近隣市町、県等と連携をとり、緊急時の応援が迅速に行われるよう努力するとともに、自衛隊との連携体制を強化する必要がある。

6 情報の収集伝達体制の確立

災害時には、情報を迅速かつ的確に収集・伝達することが、災害応急対策の成否の鍵を握るとともに、住民の安心にもつながる。

そこで、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、被災により一部の情報伝達手段が機能しなくなった場合でも他の手段で代替できるよう、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難勧告を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

7 被災者への的確な対応

大規模な災害が起こっても十分対応できるよう、避難施設や物資等を確保するとともに、負傷者や病人等への迅速な医療活動を行える体制を整えておく必要がある。

また、ボランティアの活動が十分に生かされるような体制を整えておく必要がある。

なお、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

8 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第2 基本理念

これらの課題を踏まえ、今後の防災対策を進める上での基本理念を次のとおりとする。

1 自然との共存

町内に広がる緑豊かな丘陵地帯や地域を潤す河川は、町土保全機能など災害を抑止する重要な役割を担っていることから、これらの自然環境の長所を最大限に生かした土地利用に配慮しながら、災害に強い町づくりを推進するものとする。

2 人づくり

天災による被害を大きくするか、最小限度にとどめるかは、人々の取組みにかかっている。

る。

「自分たちの町は自分たちで守る」という意識の啓発に努め、災害時に自らの手で自らや家族を守る「自助」による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる「共助」の取組みを活性化させるとともに、行政として「公助」の再構築を図る。

3 連携

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、町や防災機関、住民やボランティアなど、すべての人たちが連携した有効な防災活動に努める。

また、近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制とするほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第3 基本目標

災害に強いまちづくりの構築を行うとともに、保健・福祉・教育の各分野における安心のまちづくりを推進し、生涯を託せる安全・安心のまちづくりを確立するため、基本目標を次のとおり設定する。

安全・安心・元気のあるまち 亶理

～亶理らしさを守り・生かした 町民が主役のまちづくり～

第4 施策の基本方向

1 災害予防対策

災害が起こらないよう、また災害が起こっても被害を最小限に食い止められるよう、治山・治水事業や排水施設の整備等を積極的に進めるとともに、土地区画整理事業などによる計画的な土地利用、建築物やライフライン施設の耐震化や不燃化等、災害に強い構造を持った町をつくりあげる。

また、大規模地震の際に懸念される液状化対策を進める。

災害が発生したときに迅速な対応が図られるよう、多方面からの応援部隊との連携体制を含めた防災体制を確立するとともに、多様な情報通信手段を確保する。

また、日頃から住民や事業所等の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成や防災訓練への参加を促進するとともに、町や防災関係機関等においても計画の周知及び各自の役割分担を明確にする。

大規模な災害、あるいは災害が長期化した場合にも耐えられるよう、医療体制や備蓄体制等を整える。

災害はいつ起こるか予断を許さないだけに、町の状況に応じた施策の優先順位を明確にし、不断の取組みに努める。

2 災害応急対策

災害が発生した際、情報を迅速かつ的確に把握、伝達するとともに、さまざまな状況に

応じた柔軟な防災体制を整える。

地域住民等の協力のもと、迅速な救助、避難活動に努めるとともに、被災者の不安をできるだけ軽減できるような避難所生活・応急住宅生活を確保する。また、要配慮者への情報伝達、避難等へ十分配慮する。

医療活動や避難生活が円滑に行われるよう、また、できるだけ早く通常の生活に戻るよう、ライフライン施設の迅速な復旧を図るとともに、学校が避難所となった場合の対策も含め、児童生徒の学校生活の早期再開に努める。

災害により、不幸にして家族や知人、あるいは住み慣れた家等を失ったショックや、災害そのものによるショック等を和らげられるよう、きめ細かな心のケアに努める。

3 災害復旧・復興対策

災害から立ち直り、平和な生活や活発な産業活動が再開できるよう、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

4 防災事業の推進

(1) 災害を除するため次の事項について長期計画を樹立し、その推進を図る。

- イ 治山・治水等の保全事業
- ロ 建物の不燃化、耐震性建築の普及促進
- ハ 災害危険区域に対する安全対策

(2) 地震対策緊急事業5箇年計画一覧表（登載省略）